

# 供給代金の回収及び未収金取扱規程

富山県学校生活協同組合

## (目的)

第1条 この規程は、供給代金を確実に回収し、組合員の滞納や支払い不能を防止するための管理運用を目的とする。

## (未収金の事前防止)

第2条 組合員の生活を守る意味において、高額商品の販売や分割販売については、以下のとおりとする。

- ① 100万円以上の高額商品（リフォーム・増築・新築は除く）の販売については、巡回者及び指定店は、原則として別紙「高額商品販売許可願」を提出し、許可を得る。
- ② 分割販売の返済が3件以上あり、総返済額が100万円を超える組合員の新たな割賦販売は、原則として許可しない。

2 毎月、未収者の返済状況を確認し、未収者への対応について、協議の上、回収業務を実行していくこととする。

## (回収対応)

第3条 未収金の回収責任は、以下のとおりとする。

当月請求額	5万円未満	5万円以上
1回目の未収	未収金担当者から請求電話	未収金担当者・巡回者から請求電話
2回連続の未収	未収金担当者・巡回者から請求電話	巡回者の訪問面接・集金
3回連続の未収	巡回者の訪問面接・集金	部課長の訪問面接・集金 (新規販売停止)
4回連続の未収	部課長の訪問面接・集金 (新規販売停止)	部課長の訪問面接 支払い計画の相談
5回連続の未収	部課長の訪問面接 支払い計画の相談	専務の訪問面接 (法的措置) (除名)

- 2 ガソリンのクレジットカード利用の場合は、5万円未満であっても、3回連続の未収になった時点で、カードの利用を停止とする。

(手数料等)

第4条 利用代金が所定の期日を越えても入金されないときは、請求書再発行のための事務手数料を加算する。

- 2 前項に定める請求書再発行のための事務手数料は、再発行するたびに100円（税抜き）とする。

(貸倒基準)

第5条 貸倒の処理基準を以下のとおりとする。

- ① 組合員が自己破産したとき
- ② 組合員が利用停止から3年を経過し、住所不明になったとき

(貸倒手続き)

第6条 前条により貸倒処理をするにあたり、理事会の承認を得ることとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会にて行う。

なお、この規程をもって、平成19年3月21日施行の「供給代金の回収に関する規定」は、破棄とする。

附則

この規程は、平成25年 12月11日から施行する。